

国土動第32号  
令和元年7月5日

不動産関係団体の長 あて

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課長

### 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

令和元年10月1日に消費税率（地方消費税率を含みます。）が8%から10%に引き上げられます。消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が制定・施行されているところです。

今般、別添1「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（令和元年6月付け 20190522 中第3号 公取取第44号 経済産業大臣・公正取引委員会委員長名）、並びに、別添2「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報へのご協力をお願い（協力依頼）（令和元年6月27日付け 消表対第285号 消費者庁表示対策課長名）が関係事業者等宛てに発出されております。

つきましては、貴団体におかれましても、別添1及び別添2の内容につき遺漏ないよう傘下の事業者等に周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、以上の参考として、次の資料もご参照下さい。

- 1 消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）  
[https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen\\_zeiritsu/other/img/20181128\\_guidline.pdf](https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/img/20181128_guidline.pdf)
- 2 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190329\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0002.pdf)
- 3 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190329\\_0003.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0003.pdf)
- 4 「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉」  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190515\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190515_0001.pdf)

以上